

農林土木委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第2条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産部農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（共通仕様書の読み替え）

第3条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第4条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領

HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/>

（受発注者共同による品質確保）

第5条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第6条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次のURLにある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について

徳島県CALS/ECHP

（国土地理院への測量成果の提出）

第7条 受注者は、測量法第14条（実施の公示）、第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第23条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第37条（公共測量の表示等）、第40条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督員に提出しなければならない。

また、徳島県土地改良事業測量作業規程第14条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。

（用地調査等共通仕様書の読み替え）

第8条 「用地調査等共通仕様書」の第1条第1項中「徳島県県土整備部」とあるのは「徳島県農林水産部」と、第2条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第33条第2項」と、第4条第1号、第51条第1項、第55条及び第59条第3項中「国土交通省公共測量作業規程」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程」と、第19条第4項中「第41条に定める瑕疵担保の期間」とあるのは「第55条に定める契約不適合責任期間」と、第21条第4項中「第32条第2項」とあるのは「第33条第2項」と、第22条第1項中「第30条第1項」とあるのは「第31条第1項」と、第54条第1項中「徳島県公共測量作業規程」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程」と、それぞれ読み替えるものとする。

（業務実績データの作成及び登録）

第9条 受注者は、委託料が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、業務契約時、途中変更時、業務完了時、データの訂正時毎に登録用の「業務実績データ」を作成し、登録機関（（一財）日本建設情報総合センター）が発行する「登録のための確認のお願い」を監督員に提出して内容の確認を受けた後、次の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

- (1) 契約時は、業務契約後10日以内（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）
 - (2) 途中変更時は、契約変更後10日以内（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）
 - (3) 完了時は、業務完了後10日以内
 - (4) 訂正時は、適宜とする。
- 2 実績登録完了後、登録機関が発行する「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出し登録内容の確認を受けなければならない。
- 3 途中変更時については、委託料、履行期間、管理技術者の変更があった場合に登録を行うものとする。
なお、変更登録に当たっては、全ての登録項目について変更登録時点のデータに変更する。
- 4 契約変更により、委託料が100万円以上となった場合は、その時点で業務内容を「業務契約時」又は「業務完了時」として登録するものとする。
- 5 契約変更により委託料が100万円未満となった場合は、その時点で登録を削除するものとする。
- 6 変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

（電子納品）

第10条 本業務は電子納品対象業務とする。

- 2 電子納品は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」（以下、「業務ガイドライン」という。）に基づいて実施することとし、「業務ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議すること。